

# 稚内市メモリアル事業検討委員会会則

(名称)

第1条 この会は、稚内市メモリアル事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討委員会は、市制60年を迎えるに当たり、先人たちの歴史的偉業に着目し、それらを検証するイベントの企画を通じて、市民にわがまちを再認識してもらうとともに、観光施策への展開を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 目的を達成するため、次の事業について検討委員会において検討を行う。

- (1) 先人たちの偉業に関する事業
- (2) 市政の歩みに関する事業
- (3) 最北観光に関する事業

(構成)

第4条 検討委員会は目的に賛同する団体及び庁内関係課をもって構成する。

(委員)

第5条 検討委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名

(委員の職務)

第6条 委員長は会を総括し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 委員は委員長の命を受けて事務局等との連携を図り、会務を執行する。

4 事務局長は委員長の命を受けて役員並びに委員との綿密な調整を図り、委員会の事務局を総括する。事務局次長は事務局長を補佐する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は記念事業の全てを終了する日とする。

(事務局)

第8条 検討委員会の事業を円滑に推進するための事務局を稚内市総務部総務課内に置き、検討委員会に関する運営処理にあたる。

(会議)

第9条 検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長を務める。

(補足)

第10条 この会則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この会則は、平成19年12月1日から施行する。